救急医療体制体系図

救命救急医療(第三次救急医療)

救命救急センター(300カ所) うち高度救命救急センター(46カ所)

令和4年6月1日現在

ドクターヘリ (56カ所)

令和4年4月18日現在

重症及び複数の診療科領域にわたる全ての**重篤な救急患者 を24時間体制**で受け入れるもの。

高度救命救急センターは、救命救急センターに収容される患者のうち、特に広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れるもの

入院を要する救急医療(第二次救急医療)

病院群輪番制(398地区、2,723カ所)

共同利用型病院(14カ所)

令和2年4月1日現在(令和2年度救急現況調査より)

初期救急医療(第一次救急医療)

在宅当番医制(607地区)

休日夜間急患センター(551カ所)

令和2年4月1日現在(令和2年度救急現況調査より)

二次医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、**当番制**により 休日及び夜間において、**入院治療を必要とする重症救急患 者**を受け入れるもの。

二次医療圏単位で、**拠点となる病院が一部を開放し**、地域の医師の協力を得て、休日及び夜間における**入院治療を必要とする重症救急患者**を受け入れるもの。

都市医師会ごとに、複数の医師が**在宅当番医制**により、休日 及び夜間において、**比較的軽症の救急患者**を受け入れるもの。

地方自治体が整備する急患センターにて、休日及び夜間において、**比較的軽症の救急患者**を受け入れるもの。